



長野県報

5月23日(木)
令和6年
(2024年)
第510号

目次

規則

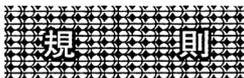
博物館法施行細則を廃止する規則（文化振興課）	1
博物館法施行細則（教育政策課）	1
長野県教育委員会表彰等規則の一部を改正する規則（教育政策課）	4
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則（教育政策課）	5

告示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

公告

特定調達契約に係る落札者の決定（財産活用課）	7
随意契約の相手方の決定（医療政策課）	7
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（会計課）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（特別支援教育課）	9



博物館法施行細則を廃止する規則をここに公布します。

令和6年5月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第43号

博物館法施行細則を廃止する規則

博物館法施行細則（令和6年長野県規則第32号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

文化振興課

博物館法施行細則をここに公布します。

令和6年5月23日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

博物館法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（博物館登録申請）

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

(変更の届出)

第3条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届(様式第2号)によりするものとする。

(定期報告)

第4条 法第16条の規定による定期報告は、毎年1回、8月1日から同月末日までの間に行うものとする。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

(博物館の廃止の届出)

第5条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届(様式第3号)によりするものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び法第31条第2項に規定する指定施設の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第1号)(第2条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

博物館法第12条第1項の規定により、博物館の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所	名 称	
	住 所	
登録を受けようとする博物館の名称及び所在地	名 称	
	所在地	

- (添付書類)
- 1 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
 - 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 3 その他教育委員会が必要と認める書類

(様式第2号) (第3条関係)

博物館登録事項変更届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

博物館法第15条第1項の規定により、博物館登録事項を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

博物館の名称		
変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
備 考		

(様式第3号) (第5条関係)

博物館廃止届

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

博物館法第20条第1項の規定により、博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

廃止した博物館の名称	
廃止した博物館の所在地	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 財 産 の 処 理	

教育政策課

長野県教育委員会表彰等規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和6年5月23日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

長野県教育委員会表彰等規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会表彰等規則（昭和48年長野県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(長野県教育委員会事務処理規則の一部改正)

- 2 長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
別表第1の12中「、学術及び文化」を「及び学術」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年5月23日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1を次のように改める。

- 1 県民文化部長に補助執行させる事項

- (1) 博物館に関すること。
(2) ユネスコ活動に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育政策課